

長野県環境保全研究所外部評価懇談会開催要領

1 目的

長野県環境保全研究所外部評価懇談会開催要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、懇談会の開催に関して必要な事項を定める。

2 評価対象

- (1) 研究所の組織体制、業務全般等
- (2) 事業及び調査研究
 - ア 継続研究の進捗状況及び途中成果
 - イ 終了研究の目的達成度、成果及びその活用方法
- (3) 研究所の今後の調査研究のあり方、要望等の提言

3 評価の実施

「2 評価対象 (1) 及び (3)」に関する評価（機関評価）は3年に1度実施する。なお、機関評価を実施する年度には「2 評価対象 (2)」に関する評価（課題評価）は行わないものとする。

4 評価の活用

研究所長は評価の結果を、組織運営等に活かすとともに、今後の研究課題の構築などに活用するものとする。

5 評価の公表

評価結果については研究所ホームページに掲載する等の方法により公表する。

6 その他

(1) 秘密保持

外部評価委員は評価対象に係る個人情報、知的財産権等の秘密を保持するとともに、評価内容の公開に際しても適切な配慮を行う。

(2) 評価方法等の見直し

研究所を取り巻く環境の変化等に対応するため、必要に応じ評価の実施方法を見直すものとする。

附則

この要領は平成18年11月6日より適用する。

(平成23年3月30日一部改正)

(平成31年3月29日一部改正)

(令和5年7月10日一部改正)